

いじめ防止等のための校内体制

未然防止

いじめを許さない学校づくり

- 生徒理解を深め、生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と生徒間の信頼関係づくりや生徒相互の人間関係づくりに努める
- いじめ問題への指導方針の情報については、日頃から家庭や地域に公聴し、保護者や地域住民の理解と協力を得るように努める
- いじめている生徒に対しては、出席停止の措置を含め毅然とした指導を行う
- いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す
- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かない所での陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守っていく

校内いじめ対策チーム

- 校長 □教頭 □教育相談委員 □生徒指導主事
- 学年主任 □養護教諭 □クラス担任 □教科担任
- 班活動顧問
- その他（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）

- <内容>
- ◆いじめ防止の全体計画の策定 ◆いじめ発見のための調査
 - ◆関係機関との連携 ◆保護者への対応
 - ◆いじめ事案への対応や指導方針等の協議 等

いじめの早期発見・早期対応

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う
- いじめは「どの子にも、どの学校にも起こり得る」問題であることを認識し、校内の教育相談体制を充実させ、生徒の悩みを受け止める体制を整備する
- 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する
- いじめの事実関係の究明に当たっては、実態の把握を正確かつ迅速に行う
- いじめを認知した場合、被害者の立場に立った親身の指導を行う
- 学校、家庭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が一体となって早期解決に取り組む
- いじめ問題の解決後も継続的な指導支援に努める

共通理解
連携協力

職員会議

学年会

役割連携
組織的対応

いじめの把握

関係者への対応

- ### 観察情報収集
- 日常的な観察（授業、休み時間、清掃時、放課後など）
 - いじめ・悩みアンケート（5月、11月実施）
 - チェックシート
 - 定期的な生徒との面談
 - 教職員間の情報交換
 - 保護者からの情報提供
 - 教育相談委員の相談
 - 保健室、養護教諭の情報

保護者

- いじめの事実を正確に伝える
- 本人を絶対を守る姿勢を示す
- 教職員がいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える
- 信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する

いじめられている生徒

- 受容：辛さや悔しさを十分に受け止める
- 安心：具体的な支援内意を示し、安心感を与える
- 自信：良い点を認め、励まし、自信を与える
- 回復：交友関係の確立を目指す
- 成長：本人自信の自己理解を深め、自立への支援を行う
- 心理的ケアを十分に行う

観衆・傍観者

- グループ等への指導を行う
- 学級全体への指導を行う
 - ・自分の問題として考えさせ「いじめは絶対に許されない行為」であることを気づかせる
 - ・日頃から人権感覚を育む取組の充実を図る
- 学年および学校全体へ指導を行う
 - ・「人権学習」の取組の充実を図る

いじめている生徒

- 確認：いじめの事実関係、背景、理由の確認
- 傾聴：不満・不安の訴えを聴く
- 内省：いじめられた生徒の辛さに気づかせる
- 処遇：課題解決のための援助を行う
- 回復：体験活動を通じて所属感を高める
- 心理的ケアを十分に行う

保護者

- いじめの事実を正確に伝える
- 保護者の心情（怒り、不安、自責の念）を理解する
- 被害者への謝罪の意義を伝える
- 生徒の立ち直りに向けた助言を行い、協力を得る

学校・家庭・地域社会・相談機関・警察

